

市川三郷町下水道事業に係る宅地内排水設備設置工事費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 下水道事業の普及促進を図るため、市川三郷町下水道処理区域内において下水道に汚水を排除するために既存の建築物に設けられている排水設備を改造する工事（以下「宅地内排水設備工事」という。）を行う者に対して、補助金を交付するものとし、その交付については市川三郷町補助金等交付規則（市川三郷町平成17年規則第38号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付基準)

第2条 供用開始区域内にある既存の建築物に対して、下水道に接続するため宅地内排水設備を設置する者で次の基準をすべて満たす者に対して交付することができる。

- (1) 建築物の所有者又は当該所有者の同意を得た当該建築物の使用者
- (2) 町民税、固定資産税、国民健康保険税及び下水道事業受益者負担金等を滞納していない者
- (3) 開発区域等の下水道施設先行埋設区域や、国又は地方公共団体が公用に供している建築物等及びその企業の用に供している建築物等で、受益者負担金が減免されている者は除く。

(補助金限度額)

第3条 補助金は、町長が認めた宅地内排水設備工事費の2分の1とし最高限度額を10万円とする。

2 宅地内排水設備工事費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 水洗化工事費
- (2) 宅地内排水設備工事費
- (3) 井戸等に設置する水道メーター取付工事費
- (4) その他町長が認めた工事費

(補助金交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、工事完了検査後3箇月以内に宅地内排

水設備設置工事費補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて町長に申請しなければならない。

（補助金交付決定）

第5条 町長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査して、補助金の交付の可否及び交付額を決定し、宅地内排水設備設置工事費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するとともに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第6条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付した補助金の全部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
（この要綱の失効）
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。